

三次市教育委員会訓令第3号

三次市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。  
。

令和3年4月21日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令

三次市立学校職員旧姓使用取扱要綱（平成18年三次市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

「

所属

職名

氏名

⑩

所属長確認

職名

氏名

⑩

」を

「

所属

職名

氏名

所属長確認

職名

氏名

」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月21日から施行する。